

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月7日

新潟県議会議長 皆川 雄二

新潟県議会規程第1号

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年新潟県議会規程第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（個人識別符号）</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組員等記号・番号等</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号<u>又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</u></p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組員等記号・番号等</u></p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u></p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>（開示請求等における本人確認手続等）</p> <p><b>第10条</b> 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に</p>	<p>（個人識別符号）</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組員等記号・番号</u></p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>（開示請求等における本人確認手続等）</p> <p><b>第10条</b> 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び</p>

規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)  
2～5 (略)

**別記**

**第1号様式 (第9条関係)**

開示請求書

(略)

本人 確 認 等	(略)
	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	(略)

(略)

**第11号様式 (第18条関係)**

訂正請求書

(略)

本人 確 認 等	(略)
	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	(略)

(略)

**第17号様式 (第23条関係)**

利用停止請求書

(略)

難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)  
2～5 (略)

**別記**

**第1号様式 (第9条関係)**

開示請求書

(略)

本人 確 認 等	(略)
	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	(略)

(略)

**第11号様式 (第18条関係)**

訂正請求書

(略)

本人 確 認 等	(略)
	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	(略)

(略)

**第17号様式 (第23条関係)**

利用停止請求書

(略)

本人 確 認 等	(略)	本人 確 認 等	(略)
	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	(略)		(略)
(略)		(略)	

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当面の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。